

4 在宅勤務制度(2)

(4) 適用対象者

次のいずれかに該当し、在宅勤務を希望する社員
(ウについては通勤負荷軽減の必要があると所属長が認める者)

- ア．小学校卒業までの子を有する者
- イ．要介護状態にある家族を有する者
- ウ．妊娠中、産後1年以内、または障がいを持つ者

(5) 適用の基準

適用対象となる社員が、次のすべてを満たすと所属長が認める場合に適用する。

- ア．在宅勤務に適した仕事()が準備できること。
() 自己完結型業務 / 集中して行うことで効率的に行える業務で、成果が客観的に評価できる業務
- イ．社員が自律的に労働時間管理・業務進捗管理を行えること。
- ウ．社員が在宅勤務をしても、職場の業務に支障が生じないこと。
- エ．社員が、自宅に仕切られた静かな職務環境を準備できること。